

板橋区

乳幼児期の保育・教育ガイドライン



板橋区



## はじめに

近年における少子化や核家族化の進行等の社会環境の変化は、子どもや子育てをめぐる環境に大きな影響を与えています。「幼稚園教育要領」（文部科学省）及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府/文部科学省/厚生労働省）の改訂が行われると共に「保育所保育指針」（厚生労働省）が改定され平成30年4月から施行されました。これらの同時改定（改訂）では、これから迎える変化の大きい時代を子どもたちが「生き抜く力を育む」ことを踏まえて「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、乳幼児期の育ちが義務教育やそれ以降の教育につながっていくことが明確にされました。

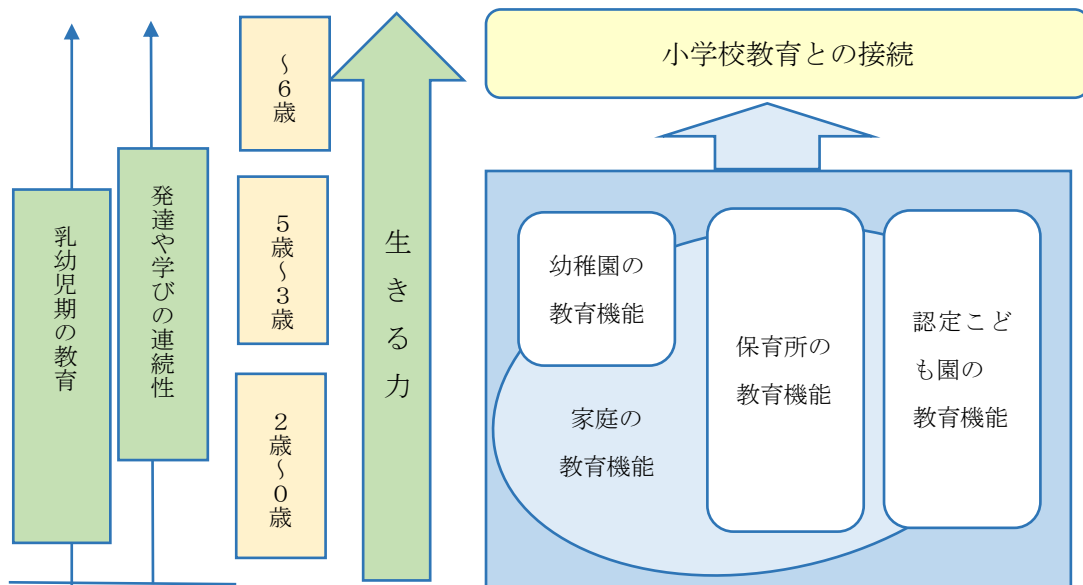
また「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、0・1・2歳児の保育について改めてその重要性が示されました。この時期には、愛着関係の形成や基本的信頼関係を築くことなど、人格形成の土台となる独自の発達課題があり、愛情豊かな応答的な関わりを通して生活や遊びを充実させ、子どもの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培っていくことが求められています。

乳幼児期の保育・教育は、人格形成の基礎を培うとともに、生涯にわたる学習の基盤を培う重要なものです。

本ガイドラインは、3法改定（改訂）の趣旨を捉え、0歳児から5歳児までの子どもの発達や学びの連続性を踏まえた質の高い乳幼児期の保育・教育を行うためのガイドラインとして、子ども家庭部及び教育委員会が「板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドライン」検討会の検討を基に作成したものです。乳幼児期の保育・教育のあり方を示すとともに、保育・教育施設等（※1）が質を向上するためのマニュアルや手引き等をまとめています。

各保育・教育施設等が本ガイドラインを活用し、未来を担う子どもの生きる力の育成に繋がることを願っています。

### 【子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実】



※1 保育・教育施設等：保育所・幼稚園・認定こども園等の乳幼児期の保育・教育を行う施設。



## 板橋区 乳幼児期の保育・教育ガイドライン目次

### 板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドライン

#### 子どもの「生きる力」の基礎を育むために

1. 乳幼児期の保育・教育の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 3法改定（改訂）を踏まえて
3. 板橋区内の保育・教育施設等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 主な関係法令条約

### 板橋区乳幼児期の保育・教育のガイドライン【実践編】



#### I 乳児(0歳児)・1歳以上3歳未満児の保育

1. 乳児(0歳児)保育の3つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 愛情に満ちた応答的な関わりの中で
3. 養護と教育の一体性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 愛着（アタッチメント）形成のために
5. 発達の特徴を捉えて
  - (1) 乳児（0歳児）保育
  - (2) 1歳以上3歳未満児の保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6



#### II 3歳以上児の保育・教育

1. 主体的・対話的で深い学びを生み出す3つの視点・・・・・・・・ 7
2. 「資質・能力」の3つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 保幼小連携の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - 板橋区就学支援シートについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5. 交通安全教育



#### III 全年齢児の保育

1. 絵本に親しむ経験を豊かに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 地域全体で子どもを育むために
3. 特別な支援を必要とする子どもとともに・・・・・・・・・・・・ 14



## IV 質の向上をめざして

1. 保育者等の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 研修を通じた質の向上
3. 施設長・園長の役割
4. 評価について
5. 苦情等に関する制度
6. PDCA サイクルとカリキュラム・マネジメント・・・・・・・・・・16



## V 子どもの健康支援と安全の確保



1. 子どもの健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
  - (1) 健康状態の把握と健康観察
  - (2) 健康増進
  - (3) 疾病等への対応
  - (4) 環境及び衛生管理並びに安全管理・・・・・・・・・・18
2. 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
  - (1) 乳幼児期の食育
  - (2) 食育活動
  - (3) 食育のための環境
  - (4) 食を通じた家庭との連携
  - (5) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応・・・・・・・・20
3. 安全管理及び危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
  - (1) 安全管理と危機管理の重要性
  - (2) 施設等の安全確保
  - (3) 備品、遊具等の安全管理
  - (4) 防犯について
  - (5) 災害への備え
  - (6) 重大事故発生時の適切な対応・・・・・・・・・・22
  - (7) 緊急時の連絡体制



## VI 子育て支援と地域連携



1. 子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
  - (1) 保護者に対する子育て支援
  - (2) 虐待等の不適切な養育が疑われる家庭への支援
  - (3) 子どもに発達障がいや発達上の課題が見られる場合の支援
  - (4) 地域に開かれた子育て支援（実践例）・・・・・・・・・・24
  - (5) 次世代育成事業等
  - (6) プライバシー保護と情報管理
2. 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

# 子どもの「生きる力」の基礎を育むために

～【保育所保育指針】【幼稚園教育要領】【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】改定（改訂）を踏まえて～



## 1 乳幼児期の保育・教育の重要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期です。乳幼児期の子どもは、自発的な活動である遊びや生活の中で、多様な経験を積み重ねることにより、豊かな感性とともに好奇心や探求心、思考力が養われます。また、乳幼児期の適切な教育によって育まれる忍耐力や自己抑制、社会性や自尊心などの非認知能力は、その後の学力の獲得や生き方全体に大きく影響するものとして、世界的にも注目されています。こうした中、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性から令和元年10月1日より幼児教育無償化が実施されています。

乳幼児期にこそ培うことが求められるこれらの力は、その後、様々な能力に大きく影響を与えるとされる資質・能力を育み、人格形成や生きる力の基礎となります。

## 2 3法改定(改訂)を踏まえて

現在板橋区には、保育所、幼稚園、認定こども園等の乳幼児のための保育・教育施設等があります。各保育・教育施設等には、子どもが自ら伸びていく無限の可能性を持つことを尊重し、幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、心身の調和のとれた発達を促し、この時期に身に付けるべき資質・能力を育み、子どもの「生きる力」の基礎を育むことが求められています。

板橋区の保育・教育施設等においては、平成30年4月施行された「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で示された内容を踏まえ、乳幼児期の保育・教育の重要性を捉え、以下の取組を進めます。

1. 子どもの「生きる力」の基礎を育みます。
2. 「遊び」を通じた主体的な学びを尊重します。
3. 教育及び保育の計画を組織的に改善し質の向上に取り組みます。
4. 保幼小連携に取り組み小学校への円滑な接続につなげます。
5. 子どもの健康支援と安全管理に努めます。



家庭・地域とともに、子どもの育ちを支えよう！

### 3 板橋区内の保育・教育施設等の取組

「生きる力」の基礎を  
育みます！



乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期です。  
板橋区内の保育・教育施設等においては、以下の取組を進めます。

#### 1. 子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

乳幼児期における愛着の形成は、子どもの人格形成において大変重要なものです。子どもは困った時に助けてもらうなどの安心感や信頼感の中で、自我を育み、自己肯定感や社会性を身に付けていきます。このことを保護者や地域とともに共有し、生涯にわたり学ぼうとする力や生きる力の土台となる基礎を培っていきます。

#### 2. 「遊び」を通じた主体的な学びを尊重します。

遊びは、子どもが自ら興味や関心をもって取り組む自発的で主体的な活動です。考えたり、工夫したり、友達と意見を交わしたりして、様々な力を身に付けていきます。夢中になって遊んだ体験が小学校以降の学びの土台となるように、子どもの発達を捉えて、環境を計画的に整えたり構成したりして働きかけていきます。

#### 3. 教育及び保育の計画を組織的に改善し質の向上に取り組めます。

全体的な計画や教育課程を作成し、実施し、改善する「カリキュラム・マネジメント」に努め、組織的、計画的に質の向上につなげていきます。

#### 4. 保幼小連携に取り組む小学校への円滑な接続につなげます。

子どもの育ちの相互理解をすすめ【育みたい資質・能力】及び【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】を共有し「学びのエリア」(\*)や保育園、幼稚園が地域単位で連携する合同研修、交流行事等の機会を活用する等、小学校教育への円滑な接続に取り組めます。

#### 5. 子どもの健康支援と安全管理に努めます。

子どもの健康支援と安全管理は、健やかな生活の基本であり、食物アレルギー児への対応や感染症対策等において、常に適切な対応が求められます。本ガイドラインでは「1 子どもの健康支援」「2 食育の推進」「3 安全管理及び危機管理」の中で法律や指針に沿った対応について記載します。

.....  
※「学びのエリア」小中学校一貫教育の取組を行うために区立小学校・幼稚園を区立中学校単位にわけて設定。

## 主な関係法令条約

### 子どもの権利条約～基本原則～

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

### 児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる  
児童は、社会の一員として重んぜられる  
児童は、良い環境の中で育てられる

### 児童福祉法（抜粋）

第一条 全て児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養護されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

### 教育基本法（抜粋）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他の適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

### 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。





# 板橋区 乳幼児期の保育・教育ガイドライン

## 実践編

- I 乳児(0歳児)・1歳以上3歳未満児の保育
- II 3歳以上児の保育・教育
- III 質の向上をめざして
- IV 子どもの健康支援と安全の確保
- V 子育て支援と地域連携

【保育所保育指針】【幼稚園教育要領】【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】を基に作成しています。



# 1 乳児(0歳児)・1歳以上3歳未満児の保育

世界的に乳幼児の教育を重視する動きの高まりの中、社会情動的スキル・非認知的能力は乳児期から発達し、大人になってからの生活においても影響があるという研究成果が注目されています。保育所保育指針の改定においても、3歳未満児の保育に関わる記載を充実することの必要性が指摘されました。

## 1. 乳児(0歳児)保育の3つの視点

「保育所保育指針」における乳児保育の「ねらい」及び「内容」は、この時期の発達の特徴を踏まえ、

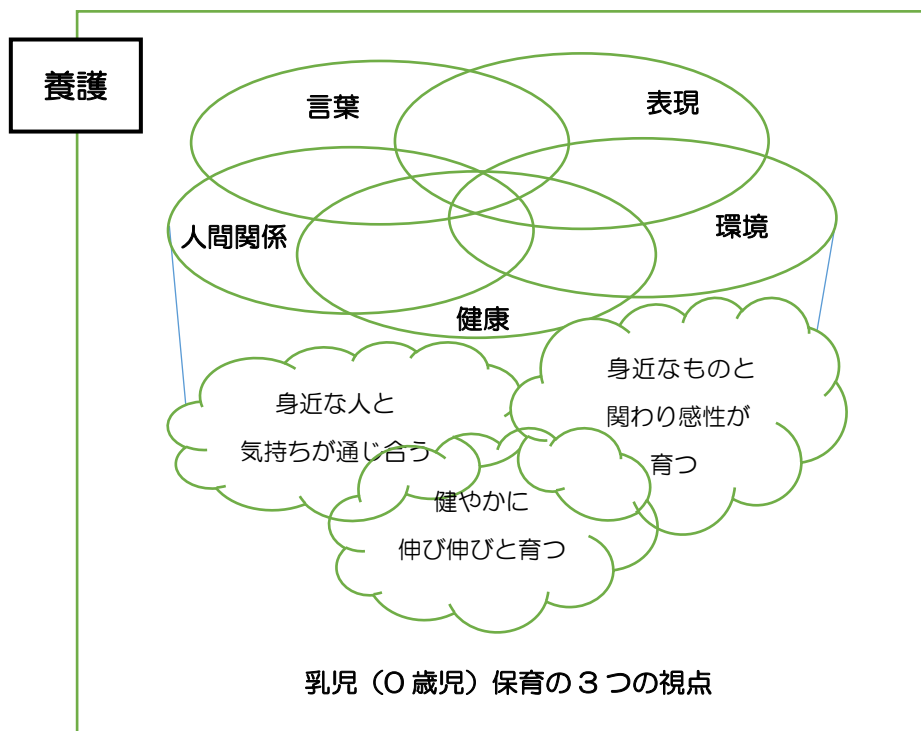
身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」

精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の

3つの視点で導き出されました。

この視点が1歳以上3歳未満児の保育における5領域へと発展していくイメージです。



## 2. 愛情に満ちた応答的な関わりの中で

乳児(0歳児)は特定の大人との安定した関係の中で心の絆を結び、愛着を形成していきます。この愛着の形成を基盤として能動的に人との関わりを広げ、自らの感情や行動を調整し、自分自身の世界を広げ言葉を獲得し始めていきます。愛情に満ちた応答的な関わりを大切にする中で、身体的・社会的・精神的発達の基礎は培われていきます。

### 3. 養護と教育の一体性

保育所等における保育は、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行われる援助や関わりであり、教育とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助です。子どもが安心できる環境の下で自分の思いや力を発揮し、遊び等の自発的な活動を通して、体験的に様々な学びを積み重ねていくことは、子どもの成長発達にとって重要な視点となります。

### 4. 愛着(アタッチメント)形成のために

乳児期の愛着(アタッチメント)の形成は、子ども的人格形成において大変重要なものです。生理的欲求を満たすだけでなく、特定の人との関係の中で、受け止められ、愛されること、安心感を得られることが、心の発達に大きな影響を与えます。そのため保育者等は子どもの個性・発達を総合的に受け止め、基本的信頼が得られるように子どもを育みます。チーム保育や担当制保育を考慮する中で、一人一人の探索活動を見守り、感情の表出に寄り添い、困った状況になったとき、助けてもらえるという安心感や信頼感が得られるようにします。

現在の保育環境では、新型コロナウイルス感染症の感染対策(飛沫を飛ばすことの予防)として保育園職員は保育中マスクを着用しています。一方で、心の発達には、顔の認識が重要です。子どもは大人の顔の表情(喜び、怒り等)で感情を感じとります。また、何かを伝える手段として言語以外に表情は大事なツールとなります。飛沫予防として、マスクを着用していますが、関わりの場面に応じて感染症対策に十分留意した上で、フェイスシールドなどを利用し、顔の表情や口の動きがわかるような配慮も必要となります。

子どもたちは安心できる環境の中で、自ら環境に働きかけ、自我を育み自己肯定感や社会性を身に付けていくこと、生きる力の獲得につながる子どもの成長・発達の土台となることを保護者と共有していきます。

### 5. 発達の特徴を捉えて

乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものです。また、入園までの生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、一人一人の特性や発達の過程に応じて柔軟に対応することが大切です。

#### (1) 乳児(0歳児)保育

大人との信頼関係の中で愛着行動の芽生えを養うため、子どもの身体的・生理的な基本的欲求と併せて、精神的な欲求を満たし、家庭との連携のもと、安心して快適な生活ができるように環境を整えるとともに、病気の早期発見、感染予防、事故防止に努めます。

一人一人の子どもの生育歴の違いに留意し、生活と遊びのコーナーを分ける等、清潔面への配慮、食事、眠り、遊びが妨げられないような工夫を凝らし、子どもが自ら身体を動かしたり、喃語を発したり、気持ちよく生活することのできる環境を作ります。

保護者と信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、支援に努めていきます。

この時期には、「応答的」で「受容的」で「優しく温かな対応」が重要です。集団保育であっても、一人一人と丁寧に関わっていくことが発達の基本になることを施設全体で確認し、小さくとも「主体的に育つ」存在であることを意識した保育に努めていきます。

## **(2) 1歳以上3歳未満児の保育**

歩き初めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになります。指先の機能も発達し、食事、衣服の着脱なども、保育者等の援助の下、自分で行うようになり、言葉で自分の意思や欲求を表すことができるようになります。この時期には「自分でする」「一人でしたい」と主張するけれども、まだまだ思うようにいかないことも多く、励ましたり、具体的に助言したり、一緒に手伝ってあげることで、簡単にはあきらめず試行錯誤する姿が見られるようになります。自分の思うことを自分で試みようとしている姿は、この時期の自立へ向かう大切な姿であり、自分でやりたいという気持ちに共感し、温かく、長い目で見守ることを家庭とも共有していくことが重要です。自我が芽生え、自己主張することも多くなりますが、自分の思いや欲求を主張し、受け止めてもらう経験を重ねることで、他者を受け入れることができ始め、周囲の人への興味や関心も高まり、友達同士の関わりも徐々に育まれていきます。

この時期の終わり頃には、自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表出できるようになり、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、言葉を交わす喜びを感じながら、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになります。

探索活動が活発になるこの時期には、自然と触れ合うことの出来る環境を用意したり、公園等の近隣にある環境を活用したりするなど保育環境を工夫していきます。五感を働かせて好奇心を発揮し身近な環境に能動的に関わろうとする姿は、時には危険なことや、困る行動に見えることもありますが、安全で活動しやすい環境を整えながら、豊かな感覚や感性を促していけるように、保育者等が自ら感受性豊かに丁寧に関わるのが重要です。



## II 3歳以上児の保育・教育

3歳以上児の保育・教育においては、まず集団生活の経験年数の違いや2歳児から移行する子ども、3歳児で入園する子どもそれぞれの状況に応じた移行期の対応を工夫することが重要です。その中で、子どもはこの時期にふさわしい発達に必要な体験を「遊び」を通して豊かに積み重ね、様々なことに気付いたり、挑戦したり、自分の思いや考えを伝えたり、友達と力を合わせてやり遂げたりしていきます。「不思議だな」「やってみたいな」等、子どもの主体的な活動や多様な体験を保障し、友達や保育者等とのやりとりなどで自らの考えを広げ、気付きや工夫を次の活動へ結び付けていく「主体的・対話的で深い学び」を生み出す視点を意識することが大切です。

### 1. 主体的・対話的で深い学びを生み出す3つの視点

主体的な学びの視点	対話的な学びの視点	深い学びの視点
周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働きかけ、粘り強く取り組み、自らの活動を振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「主体的な学び」が出来ているか。	他者やもの、環境との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。	直接的・間接的な体験の中で子どもが心を動かし、子どもなりのペースで試行錯誤を繰り返しながら、生活を意味あるものとしてとらえる「深い学び」が実現できているか。

子どもの主体的な活動が確保されるように、行動の理解と予測に基づき意図的・計画的に環境構成を行っていきます。子どもの「人」や「もの」との関わりに応じて、環境を再構成し、子どもが自ら環境と関わり、感じたり、気付いたりすることができるようにしていきます。

また、それらを使って考え、試し、工夫し、表現することを助長し、子どもと応答的に関わり、創造的に環境を構成していきます。このような活動を通して、子どもは「主体的に」友達等と「対話的に」活動し“頑張ったらできた”“今度はこうしてみよう”といった「深い学び」（感情が動く体験）を得ていきます。

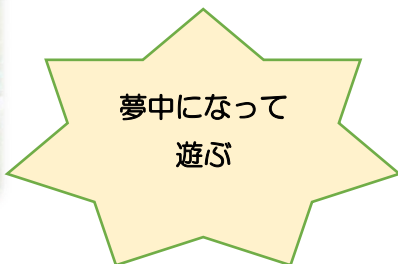
保育者等は、このような活動を保障していくために、子どもたちの環境設定のあり方を常に工夫していく必要があります。

また、静かな空間でじっくりと考えたり、いつでも安心して休息したりすることのできる雰囲気やスペースを確保し、静と動の活動のバランスを図ります。

あ！なにか音がするよ！

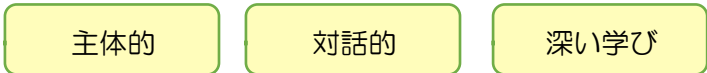


なにかいるのかな？



**遊びには、様々な学びがかかれています！**

健康な心と体、自立心、人と関わる力、好奇心、探求心  
相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度、言葉に対する感覚や表現する力  
豊かな感性、表現力、創造性



**主体的・対話的・深い学びを生み出す保育・教育環境【例】**

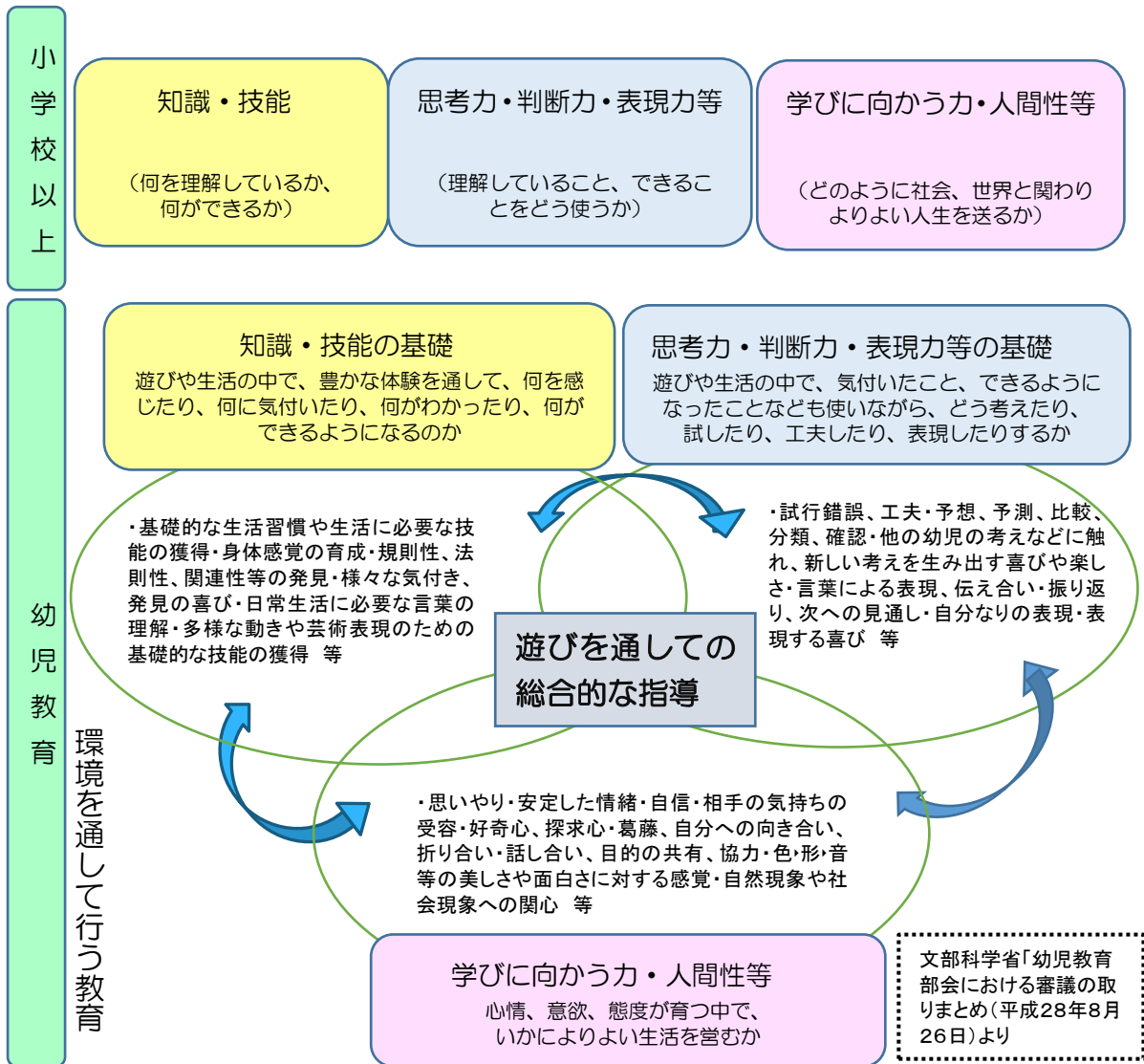
○ 子どもが自ら遊びたいと考えた遊具を選ぶことができる環境になっている
○ 何かを作りたいと思ったときにすぐに使えるように素材が用意されている
○ 子どもが自由に使える道具が用意されている
○ じっくりと取り組むことができる時間と場所がある
○ 子ども同士遊びを共有し合える機会や声かけがされている
○ 子どもの発想を実現できるように相談されたり援助したりしている
○ 調べたいことを調べることが出来るように図鑑等が用意されている
○ 遊びを継続することができる場所や環境がある



## 2. 「資質・能力」の3つの柱

「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3法令が同時改定（改訂）され、保育所も幼稚園、幼保連携型認定こども園も、同じ幼児教育を行う施設としての位置付けがされ、乳児からの発達の連続性や「資質・能力」を中心とする考え方によって、幼児教育と小学校以降の学校教育で共通する力の育成が共有されました。

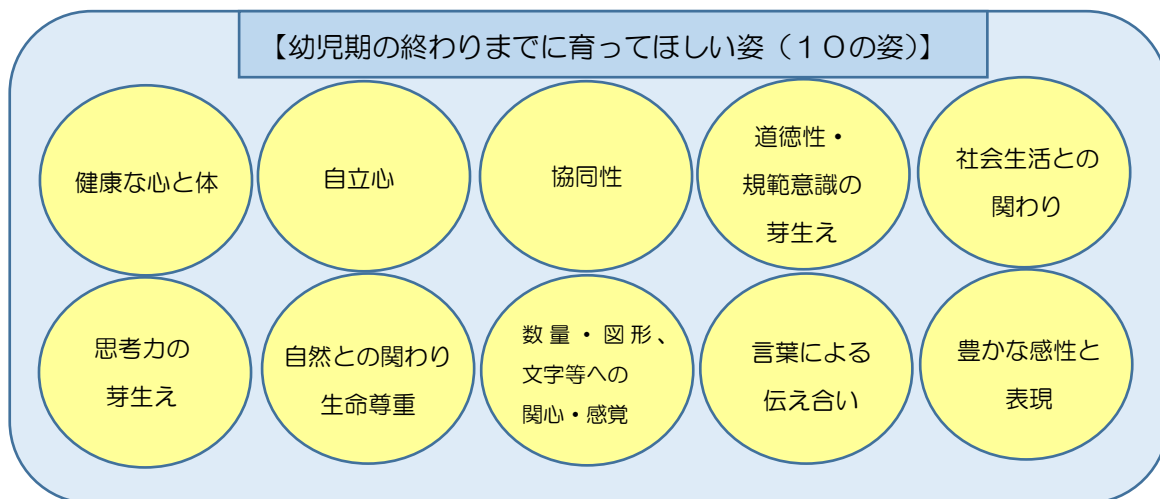
「資質・能力」の3つの柱は個別に取り出して身に付けるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行い、一体的に育むことが重要です。



小学校以降になると、資質・能力の三つの柱は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」となり、高等学校まで一貫して育まれるものとなります。

### 3. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

今回の改定（改訂）では、幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、資質・能力が育まれている「子どもの具体的な姿」として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。5 領域の内容を整理して、5 歳児の後半に見られるであろう姿、資質・能力の三つの柱を踏まえて示されたものです。



※文部科学省「幼児教育部会における審議の取りまとめ（平成28年8月26日）より

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は  
到達目標ではないことに留意します。

「資質・能力」が育まれているこれらの姿は、突然現れるものではなく、それまでに子どもが発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい活動を積み重ねる中で、子どもたちの主体的な学びを通じて、総合的に育まれていくものです。

子どもの様子を  
10の姿の視点で  
捉えて・・・

子どもの遊んでいる姿やエピソードを遊びの記録やドキュメンテーション等に10の視点で記録したり、保育者同士で子どもの姿を10の視点で捉え、伝え合ったりして、子どもの姿を共有します。

【10の姿】の活用



小学校との  
交流の場で・・・

近隣小学校との交流の機会の中で、子どもの姿を10の姿の視点で捉え、話し合うなどを通して、子どもの成長や発達について、共通理解を深めます。



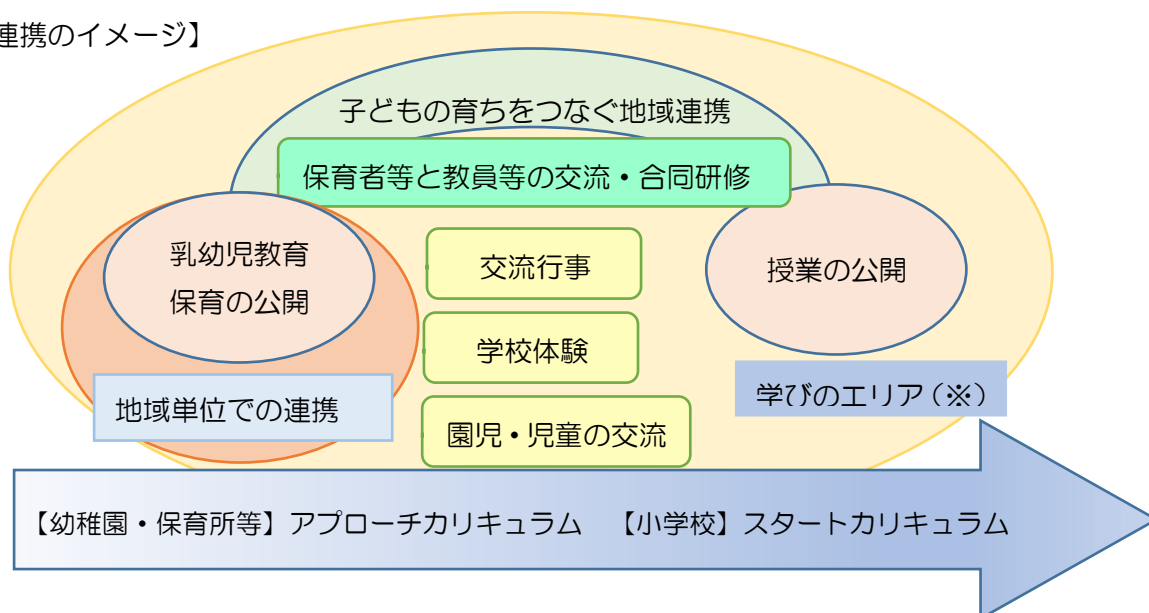
## 4. 保幼小連携の取組

保育・教育施設等は、保育園、幼稚園が地域単位で連携する交流行事、合同研修及び小学校との交流、授業公開、研修会等の機会を活用し、滑らかな就学支援に取り組みます。

一人一人の「育みたい資質・能力」を踏まえ、生活や遊びを通して総合的に活動を充実させ、子どもが主体的に自己を発揮することができるようにしていきます。また、身体感覚を伴う多様な活動により、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心・探求心を培い、小学校以降の学習において実感を伴って深く理解するための「学びの芽生え」を重視します。

一人一人の発達の特性に応じて育まれる子どもの資質・能力は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にするとともに、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」「幼稚園幼児指導要録」等を小学校の学級編成に反映できるように送付します。また、板橋区では保護者の依頼を受け、子どもの様子や指導について、就学する小学校に引き継ぐ「就学支援シート」の作成を行っています。

【連携のイメージ】



保幼小連携研修 【合同研修】



読み聞かせの会【園児・児童の交流】

※「学びのエリア」小中学校一貫教育の取組を行うために区立小学校・幼稚園を区立中学校単位に分けて設定。

## 板橋区就学支援シートについて

～楽しい学校生活のために～  
板橋区就学支援シート

### ○就学支援シートの目的は？

就学支援シートは、就学前機関（幼稚園・保育園・認定こども園・療育機関など）と保護者が協力して作成し、子どもの様子や指導の様子を就学する学校に引き継ぐシートのことです。特に健康や人とのかかわり、集団活動で配慮が必要なお子さんについて、適切な情報を学校に引き継ぎ、入学後の必要と思われる支援などについて共に考え、活用していくことを目的としています。

### ○どのような子どもが対象なのですか？

次のような子どもたちを対象としています。

- ・ 集団行動が苦手な子
- ・ 衝動的な行動が多い子
- ・ こだわりが強い子
- ・ 注意力が散漫な子
- ・ 待つことや我慢することが苦手な子
- など

### ○就学支援シートで引き継ぐ内容はどんなことですか？

お子さんの様子（好きなこと、得意なこと、できること、良いところ、苦手なことなど）や、お子さんが楽しく学校生活を過ごすための支援の手立てや方法についてです。また、保護者の方の考えや、就学に向けて学校に知ってもらいたいことを引き継いでいきます。

### ○就学支援シートはどこでもらえますか？

就学支援シートは教育支援センターの相談室で実施する就学相談に来ていただいた方には、全員に配布いたします。それ以外でご希望の場合は、板橋区教育支援センター（教育相談窓口）、成増教育相談室、教育委員会指導室、又は、区内各幼稚園・保育園でも配布しています。

### ○配布について

保護者の申し出により配布します。

### ○就学後の活用について

受理された就学支援シートは、学校で、新 1 年生の学級編成に役立てたり、保護者と話し合いのもと、児童の「個別指導計画」などの作成資料としたりして活用していきます。

## 5. 交通安全教育

小学校入学以降の生活や将来にわたり、道路を安全に通行しようとする意識を養うために、警察及び交通安全課と連携し、交通安全教育に取り組んでいきます。

### 【交通安全教育取組事例】

ジオラマを使った交通安全教育『げんきっ子トラフィックスクール』（区立保育園）





### III 全年齢児の保育

#### 1. 絵本に親しむ経験を豊かに

乳幼児期から小学校低学年時期に「絵本」に親しむ経験は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにします。「絵本」の読み聞かせを通じて心を通わせる体験は、子どもにとっても、また大人にとっても、豊かな時間であり、子どもの絵本への興味を高め、生涯にわたって本に親しむ基礎を培うことに繋がります。

保育・教育施設等では、図書コーナー等を子どもや保護者が親しみやすい環境となるように整備するとともに、どの子どもも豊かな「絵本」体験を重ねていくことができるように、図書館や中央図書館内のいたばしポローニャ絵本館等と連携した取組を進めます。

【絵本に親しむために】

- 図書館ボランティアを活用した読み聞かせの機会の充実
- 本の貸出拠点サービスの活用
- 図書館を活用した読書活動の充実
- 「よんで！よんで！」0～5歳児向けの本の紹介等（中央図書館ホームページ）

#### 2. 地域全体で子どもを育むために

近年、子どもの育まれる環境は、家庭においても地域においても、人間関係が希薄化し、子どもの人と関わる力が弱まっていると言われていています。子どもが地域の人々との関わり合いを楽しみ、温かな触れ合いの中で、いろいろな人に親しみを感じることは、子どもの成長を支える大きな力になるものです。また地域にとっても、地域ぐるみで子どもを育むことが「地域の子育て力向上」につながることを期待されます。

保育・教育施設等は、地域の関係機関との連携・協働に取り組み、地域性に応じた交流の機会を大切にし、子どもも大人も育ち合う風土を醸成します。

一方で令和2年より拡大し始めたコロナ禍において、交流については難しい現状があります。その中でも地域や関係機関と連携した上で、実施可能な取組を行ってまいります。

【地域資源の活用】

<b>異年齢交流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生との交流行事</li> <li>・中高生職場体験等</li> <li>・児童館との交流</li> </ul>	<b>高齢者との交流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設との交流</li> <li>・地域敬老会との交流等</li> </ul>	<b>地域交流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事への参加</li> <li>・地域商店街との交流</li> </ul>
<b>環境教育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコポリスセンター</li> <li>・公園施設等</li> </ul>	<b>自然観察・動物とのふれあい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の公園・植物園等</li> <li>・こども動物園</li> <li>・熱帯環境植物館</li> </ul>	<b>文化・教養</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育科学館</li> <li>・区立美術館</li> <li>・中央図書館（いたばしポローニャ絵本館）</li> </ul>

### 3. 特別な支援を必要とする子どもとともに

特別な支援を必要とする子どもを保育・教育する場合には、場の特性、人間関係を大切にしながら、発達を全体的に促していくことが大切です。そのために、関係機関との連携を図りながら、巡回指導や専門家からの相談・助言等を受けの中で、子どもの行動の特徴や傾向などを把握し、個々の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫について検討していきます。その際、ありのままの子どもの姿を受け止め、子どもが安心して、ゆとりを持って周囲の環境と関わり、発達していけることを大切にします。また、長期的な視点で捉えるために、個別の指導計画を作成することに努めていきます。

また、医療技術の進歩等に伴い、日常生活の上での医療的ケアが必要な子どもは年々増えており、医療的ケア児の保育ニーズは高まってきています。平成 28 年に児童福祉法（第 56 条の 6 第 2 項）の改正により、医療的ケア児に対して、施設内で必要な措置を講じることが努力義務として規定されました。区においても、区立保育園での受け入れ拡大に向け、「板橋区医療的ケア児受け入れガイドライン」を令和 2 年 10 月に策定しました。今後、医療的ケアを実施するうえで留意する点や児童の障がいの内容について職員が理解するための研修の実施、保護者・主治医・保育所の間で緊密な連携が図れるような体制整備等、医療的ケア児を保育するにあたり、円滑な受入れ、安心・安全な医療的ケアと児童の発達に応じた保育に取り組んでいきます。

海外から帰国した子どもや外国にルーツのある子どもについても、安心して自己発揮できるように、温かな触れ合いの中で、自然に日本語や日本の生活習慣に触れ、慣れることができるように配慮します。家庭との連携においては、園生活や園の方針等について丁寧に説明するなど、日本の生活や園生活に慣れていくように支援を行います。

様々な背景をもった子どもが共に生活をする経験は、異なる習慣や文化、行動様式等の違いに気付き、それを受け入れ学ぶ良い機会となることを捉え、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付くよう促し、保護者と連携した取組を進めていきます。

【発達障がい児支援】 ※問い合わせには保護者の同意が必要になる場合もあります。

<b>健康福祉センター</b>	<b>子ども発達支援センター</b>	<b>教育支援センター</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診査</li> <li>心理相談</li> <li>地域担当による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門相談</li> <li>出張専門相談</li> <li>支援者研修 対象：保育者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理相談</li> <li>言語相談</li> <li>就学相談</li> <li>就学支援シート</li> </ul>
<b>高島特別支援学校</b>	<b>子ども家庭支援センター</b>	<b>児童相談所</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育巡回相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもなんでも相談</li> <li>児童虐待相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに関する相談支援事業</li> </ul>
<b>板橋区医師会</b>	<b>療育施設等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>5歳児発達診療</li> <li>子どもの心の診療医</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害児総合医療センター</li> <li>子ども発達支援センター</li> <li>加賀福祉園 児童ホーム</li> <li>北療育医療センター</li> <li>その他療育施設等</li> </ul>	

【その他】 **区役所文化国際交流課** ・外国籍住民のための生活情報（4か国語）

区のガイドブック  発達障がい児支援ガイドブック（関係機関用）板橋区保健所

子育て支援に関する法律 \*児童福祉法第56条の6-2（福祉の保障に関する連絡調整等）



## Ⅳ 質の向上をめざして

一人一人の子どもの主体性や個性を尊重し、健やかな心と体を育む実践と保護者支援や地域の子ども・子育て支援を推進するために、専門的な知識や技術の向上に努めます。

### 1. 保育者等の資質向上

保育者等（栄養士、調理員、看護師等を含む）は、園で一体となって子どもの「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期の保育・教育の仕事に誇りと責任を持ち、人間性と専門性の向上に努めていきます。

### 2. 研修を通じた質の向上

- 保育・教育の質の向上を図っていくために、日常的に保育者等が主体的に学び合うことのできる園内研修の充実を図る
- 課題への的確な対応や必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るために、外部研修への参加の機会を確保し活用する
- 研修で得た知識及び技能を共有し、保育・教育の質及び専門性の向上につなげていく

### 3. 施設長・園長の役割

保育者等の専門性の向上のために、実践に必要な専門的知識や技術や階層ごとに求められる専門性を捉え、必要な環境の確保に努めます。

また事例討議や研修の振り返りを通して、OJTや職場内コミュニケーションを促して実践対応力の向上、職場の課題解決につなげます。

### 4. 評価について

第三者評価を計画的に実施します。第三者である評価者が客観的に分析し、質の向上及び透明性を確保します。

### 5. 苦情等に関する制度

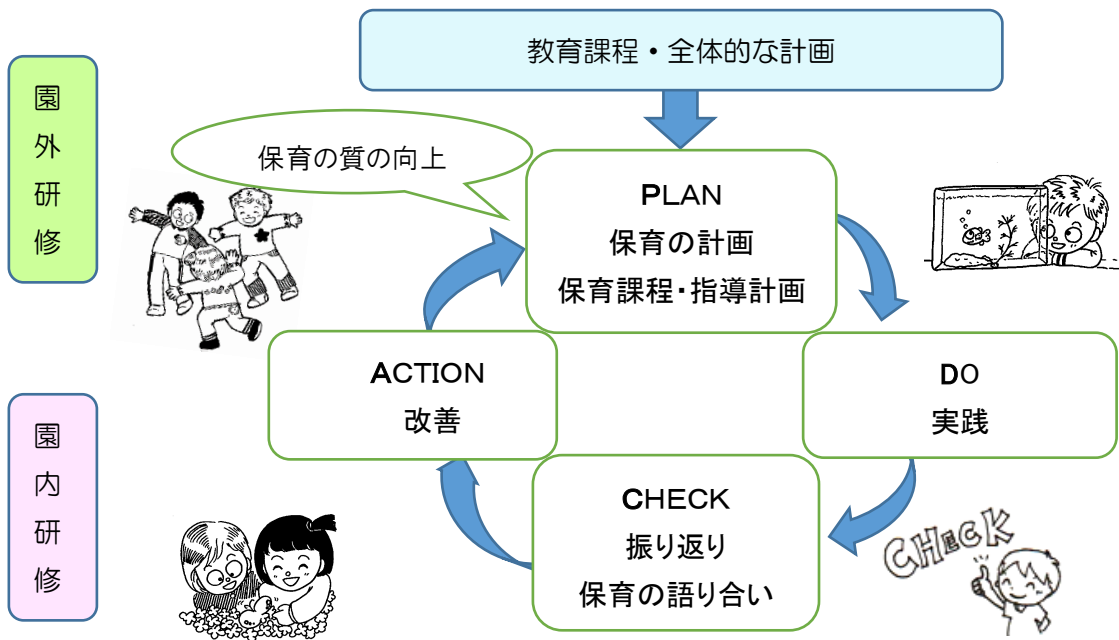
保育所及び認定こども園には、社会福祉法第 82 条の規定に基づく、利用者からの要望や相談、苦情等に適切に対応するための体制があります。

苦情やご意見は保護者等からの問題提起であり、苦情解決を通じて、実践を見直し、改善し、質の向上を図っていくための材料として捉えることが重要です。

#### 保育・教育の質の向上に関する法律・国のガイドライン

- \*教育基本法第 2 章第 9 条 2（教員の養成と研修の充実）\*社会福祉法第 78 条（第三者評価について）
- \*設備運営基準第 7 条の 2 第 2 項（研修の機会の確保）
- \*保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）\*保育士等キャリアアップ研修の実施について
- \*社会福祉法第 82 条 設備運営基準第 14 条の 3（苦情の解決）

## 6. PDCA サイクルとカリキュラム・マネジメント



教育課程や全体的な計画を基にして、指導計画（年間指導計画、月指導計画等）を作成します【PLAN】→それを基に実践【DO】→評価（実践の読み取りと反省【CHECK】）→人的配置や対応、環境の改善【ACTION】→新しい計画作り【PLAN】という循環を繰り返し、組織的かつ計画的に質の向上を図る【カリキュラム・マネジメント】に努めていきます。



### 具体的な取組例

- 職員会議を通じた保育の省察と改善に向けた取組
- 研修を通じた情報の収集
- 園内研修等を通じた組織的な教育・保育の高め合い
- 公開保育等を活用した地域交流や学びの機会の共有
- 保護者と子どもの発達についての情報共有
- 保育スキルの可視化（ファイリングやICTの活用等）
- 「乳幼児期の保育・教育ガイドライン」を基にした見直し等

学び合い  
高め合い  
より良い保育を！！





## V 子どもの健康支援と安全の確保



### 1. 子どもの健康支援

#### (1) 健康状態の把握と健康観察

##### ① 健康状態の把握

日々の健康状態の観察や毎月の身体測定、園医による定期的な健康診断や他機関での健診、予防接種の接種状況なども含め、総合的に一人一人の子どもの健康状態を把握します。

##### ② 健康観察

乳幼児期の子どもは抵抗力が弱く、症状の変化(悪化)が早いことを理解した上で、健康観察を丁寧に行っていきます。子どもの心身の状態について、必要に応じて保護者に報告し、留意事項などについても助言を行います。状況に応じて嘱託医やかかりつけ医等の指示を受け、適切な対応を行うとともに、看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ります。

配慮が必要な乳幼児においても、個々の発達に応じた対応が行えるように、保護者や子どもを観察し支援していきます。

#### (2) 健康増進

##### ① 保健計画の作成

子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めます。

##### ② 保健指導

子どもが健康に関心をもち、健康の保持や増進のための基本的な生活習慣や食生活が身に付くよう援助します。保護者に健康への理解を深める働きかけを心がけます。

##### ③ 健康診断

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定に準じて、健康診断を行います。歯科健診についても、計画的に実施します。歯や口の健康が生涯にわたる健康づくりの基盤であることを、保護者も子どもも理解し、関心をもって取り組めるように援助します。

#### (3) 疾病等への対応

##### ① 感染症やその他の疾病等の対応

感染症やその他の疾病等については、発症予防に努めるとともに、発症やその疑いがある場合には、ガイドラインやマニュアル等に基づき適切な対応を行います。

新型コロナウイルス感染症についても「保育所における感染症ガイドライン」を活用し様々な対策を行っています。基本的な約束事(密を避ける、マスクの着用、手洗いなどの手・指衛生など)を再確認し感染予防に努めていきます。

## ② 救急蘇生法等について

各種研修等の機会を活用して、救急蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペン等、応急処置について熟知するよう努めます。

# (4) 環境及び衛生管理並びに安全管理

## ① 環境整備

抵抗力が弱く自ら危険を回避できない乳幼児に、安全で衛生的な環境を作るため、ヒヤリハット分析・評価表、活動別チェックリスト等を活用し、環境の整備を行います。

## ② 温度等の調節及び環境衛生

子どもの心身の健康と情緒の安定を図るために、室内の温度・湿度の調整、換気を行い、部屋の明るさや音の環境にも配慮して、心地よく過ごすことのできる環境を整えます。

環境整備及び物品の消毒方法等は、マニュアル等に基づき適切な対応を行います。

光化学スモッグ、PM2.5の発生、暑さ指数の上昇等を勘案し、戸外活動やプール活動を控えるなどの対応を行います。

## ③ 職員の知識向上と対応手順の周知徹底

職員は子どもの健康に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付け、正しく速やかに対応できるようにします。また、自己の健康管理に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに施設長（園長）等に報告し、適切に対処していきます。

## ④ 乳幼児突然死症候群（SIDS）及び午睡時の子どもの安全について

SIDSへの対応等子どもの午睡時の安全について、全職員で共通認識するとともに、以下の項目について、対応を徹底します。

- 顔が見えるように仰向けに寝かせ、寝かしつける際もうつぶせにしない
- 呼吸・全身状態を把握しチェック表に記入する（目安0歳児5分、1歳児以上10分毎）
- 入園後の預け初めの時期には、特に注意深い見守りを行う
- 子どもの顔色、状態が把握できるように、室内は暗くしない
- 子どもが寝ている横に、布やおもちゃ等窒息につながるものがないようにする
- 緊急時の対応等について園全体で確認し、他クラスとの連携体制等を整える

## ⑤ プール活動における安全管理・衛生管理について

子どもの健康状態を把握するとともに、プールの衛生管理に留意し実施します。実施にあたっては、事故防止のため監視員を立て、入水中のチェックを行います。十分な監視体制が確保できない場合は、プール活動の中止を検討します。

### 子どもの健康支援に関する法律・国のガイドライン

- \* 学校保健安全法 \* 児童福祉施設の設置及び運営に関する基準
- \* 保育所における感染症対策ガイドライン（平成30年3月改訂厚生労働省）
- \* 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- \* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- \* 厚生労働省報道発表資料「11月は『乳幼児突然死症候群（SIDS）』の対策強化月間です」（H29.10.27）

区のマニュアル

○保健管理業務の手引き（区立保育園看護師会）



## **2. 食育の推進**

### **(1) 乳幼児期の食育**

食事は生命の維持、発達、発育に欠かせないものであり、生きる力の基礎を育む上で非常に大切なものとなっています。特に年齢が低いほど食事の生活に占める割合が大きく重要な要素の一つとなります。

「食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）」を踏まえ、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や心身の健全育成を図るため、食に関する取組を積極的に行っていきます。

また、食事を提供する際には、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づいた衛生管理を徹底し、鮮度の良い衛生的な食材の選定、旬の食材を取り入れた献立の作成等を行います。

### **(2) 食育活動**

自ら食べようとする意欲を大切に、楽しく食べる子どもを育むために、地域や施設の特性を踏まえ、家庭や地域社会と連携、専門性を生かした取組を推進していきます。

食べるための技術や知識、みんなで食べることの楽しさなど、食を通じた活動や子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を重ねていくことができるように、食育活動を進めます。

日々の食事提供にあたっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量等を考慮し、子どもが食べることを楽しみながら、食べられるものを増やすことができるように、計画を作成することが大切です。

子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、必要な栄養量が確保できるようにします。また、食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関する体験が広がるよう工夫していきます。

授乳、離乳期においては、家庭での生活を考慮した対応を行い、食べる意欲の基礎を作ることができるようにしていきます。

### **(3) 食育のための環境**

保育・教育施設等では、食育活動を展開し、菜園活動・調理保育・食育コーナーの展示・食育集会など、食への関心を深めていきます。また、食を通じた保護者への支援に取り組み、保育参観や給食体験の開催・レシピや調理方法の情報提供・食品ロスの取組事例の共有など創意工夫し、保護者が子どもと楽しく食事することができるような支援の工夫に努めます。

保育所、認定こども園においては、全体的な計画に基づいた「食育計画」を作成します。

### **(4) 食を通じた家庭との連携**

子どもの食に関する営みを豊かにするために、家庭と連携した取組を行います。家庭に、子どもの食事の様子や食育に関する取組とその意味などを伝えることは、家庭での食育の関心を高めます。保護者が子どもと共に食を楽しめるようにすることが大切です。

## (5) 特別な配慮を必要とする子どもへの対応

体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じた適切な対応を行います。

食物アレルギー児への対応は、生活管理指導表（医師の診断書）をもとに、原因食品の除去を基本とし、保護者、施設長（園長）、看護師、保育者等（担任）、栄養士、調理員等が打ち合わせを行い、連携して食事を提供していきます。常に職員は、食物アレルギーに関する最新の正しい知識や事故予防について情報を共有し、専用の机・トレイ・色付き食器の使用や、アレルギーチェック表を活用するなど、安心・安全な食事提供に努めます。

### 食育に関する法律・国や都のガイドライン

#### \* 食育基本法

\* 保育所における食育に関する指針（平成 16 年 3 月 29 日付け雇児保初第 0329001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

\* 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019（平成31）年4月厚生労働省）

\* 保育所における食事提供ガイドライン（平成 24 年 3 月 30 日付け雇児保発 0330 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

\* 授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月 厚生労働省）

\* 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）

\* 子どもを預かる施設における食物アレルギー対応ガイドブック（平成 30 年 3 月東京都福祉保健局）

### 区のマニュアル

- 板橋区立保育園給食計画
- 板橋区立保育園給食マニュアル
- 食物アレルギー児対応マニュアル 2017
- 板橋版「授乳・離乳の支援ガイド」
- 板橋区立保育園給食・衛生管理マニュアル

### **3. 安全管理及び危機管理**

#### **(1) 安全管理と危機管理の重要性**

乳幼児期は様々な経験を通し運動機能が発達していきますが、危険に対する認識が大人と比べ十分ではないため安全管理の徹底が重要です。子どもが安全な環境の下で安心して生活できるように、起こり得る危険について理解し、事故を未然に防ぐための予防策を講じる必要があります。施設長（園長）のリーダーシップの下、安全管理の意識を高め、馴れ合いにならないように常に基本に立ち戻り、事故防止につなげていきます。事故の発生を防止するために、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意したうえで、事故防止のマニュアルを作成し「ヒヤリハット分析・評価表」を使う等の組織的な取組を行います。

#### **(2) 施設等の安全確保**

常に施設の安全点検を行い不具合が生じた場合は、修繕、修理を行い、利用者が安心安全に利用できるようにします。また、避難経路、非常階段に物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにし、日常的に点検を行います。

#### **(3) 備品、遊具等の安全管理**

子どもが安全に生活を送るために、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持などの項目について定期点検を行います。棚からの落下防止や転倒防止、ガラスなどの飛散防止など安全な環境の整備に努めます。

新型コロナウイルス感染予防として、遊具・玩具の消毒をします。また子どもたちがよく手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）は定期的に消毒するとともに触れた場合は、子どもや職員の手洗い、手指消毒も徹底し感染予防を行います。

#### **(4) 防犯について**

近年増加している子どもを狙う犯罪を防ぐために、不審者を想定した避難訓練（不審者対応訓練）などを実施し、職員の対応強化や子どもの防犯意識の向上に努めます。不審者情報を受信した際には、必要に応じて保護者に周知するとともに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者、警察、消防、医療機関などと連携し整えておきます。

#### **(5) 災害への備え**

板橋区では、災害対策基本法第42条に基づき、「板橋区地域防災計画」を策定しています。

保育・教育施設等では、災害時における職員の役割を明示した自衛消防組織図を作成し、避難訓練年間計画を立て、毎月の避難訓練を実施し、職員の対応力の強化を図ります。子どもたちにも緊急時の行動の意識付けを行います。

緊急時の対応の具体的な内容や手順について、施設の立地や地域の状況に考慮したうえで、地震や火災、水害等の災害が発生した時の対応についてマニュアルを作成し、防災対

策を確立します。

地域や施設の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なります。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、過去の災害やハザードマップ等での危険性の把握を行い、実際に施設の周りを歩いて確認するなどし、避難場所や避難経路についても確認等を行い、情報は全職員で共有します。

## (6) 重大事故発生時の適切な対応

保育施設において重大事故発生時、及び発生後に適切な対処ができるように、マニュアルを整備し、あらかじめ職員の役割分担を決め、定期的な訓練・研修を繰り返し行い常に緊急時の対応に備えます。

## (7) 緊急時の連絡体制

緊急時には、教育委員会や保育サービス課が連携し、保護者等に向けて板橋区学校等緊急連絡メールや保育園緊急連絡メール、各園のツールを使用した緊急情報等の配信（不審者情報や災害情報）を行います。

保育・教育施設等では、9月1日の防災の日を中心に保護者との引き渡し訓練を実施する等、職員・保護者双方で子どもの安全について確認を行います。

### 安全管理・危機管理に関する法律・国や都のガイドライン

\* 消防法

\* 学校保健安全法第29条

\* 設備運営基準第6条

\* 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)

\* 特定教育・保育施設等における事故の報告等について(厚生労働省)

\* 「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について(内閣府)

\* 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」の公表について(令和元年8月内閣府・文部科学省・厚生労働省)

ミニポスター、事故防止マニュアル参考例、安全指導のポイント、点検・管理のポイント

\* 保育施設のための防災ハンドブック(経済産業省)

\* 災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック(東京都)

### 区のマニュアル

- 板橋区地域防災計画
- 板橋区各種ハザードマップ
- 板橋区立保育園「防災マニュアル」
- 板橋区立保育園「不審者対応マニュアル」



## VI 子育て支援と地域連携



### 1. 子育て支援

乳幼児期の子どもは、保護者や保育者等の特定の大人との親しい人間関係を軸にして育まれ、その中で人に対する愛着や信頼感を身に付け、少しずつより広い世界に目を向けていくようになります。近年の社会状況の変化は大きく、子育て支援の必要性がより一層高まっていますが、その中においても、一人一人の子どもの存在を尊重し子どもの目線や立場に立った子育て支援を心がけることは重要です。保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者自身が子どもの成長を喜びとし、子育てへの意欲や自信をつけていくことが出来るように、保育・教育施設等は専門性や特性を生かした支援に取り組み、子育てを支えています。

そして地域では、子どもが多様な関わりや体験を通して広い世界に目を向けていくことができるように、また、地域全体で子どもの育ちを見守り支えることにつながるように、関係機関との連携や協働を意識し行うように努めます。

#### (1) 保護者に対する子育て支援

日常の様々な機会を活用して、子どもに関する情報を細やかに伝え、子どもへの愛情や成長を喜び合う気持ちを共有する中で、相互の信頼関係を築くように努めます。

##### ① 保護者との相互理解と子育て力の向上

保護者懇談会、保育参観・保育参加、個人面談等を行う中で、子どもの日々の様子の伝達や収集、教育・保育内容の意図の説明などを通じて、相互理解を図ります。

また、保育参観、行事への取組、親の一日保育士体験等を通じて、育児に対する裾野を広げ、子育ての楽しさを再発見できるように参加を促します。

その一方で、コロナ禍においては、感染拡大防止のために、参加の規制や通常が取組ができない状況があります。その中でも工夫しながら保育や行事のあり方を保護者と共有し、子どもの成長していく姿、愛情を感じられる瞬間を捉え、保護者に伝えていくように努めます。

##### ② 保護者の状況や養育環境に配慮した個別支援

保護者からの情報を基に、個別に必要な支援を行います。これらを行う際には、保護者の状況に配慮するとともに、常に子どもの福祉の尊重を念頭に置き、子どもの生活への配慮がなされるように、家庭と連携、協力していく必要があります。

#### (2) 虐待等の不適切な養育が疑われる家庭への支援

虐待の発見や通告は家庭に対する援助の始まりです。通告または相談をすることにより、関係機関とのつながりができ、様々な角度や立場からの意見が集約され、援助を必要としている家庭に対して多方面からの支援をすることが可能になります。子どもに関わる全ての関係機関が情報を共有し、連携、協力して児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めることが重要です。

### (3)子どもに発達障がいや発達上の課題が見られる場合の支援

子どもだけでなく保護者を含む家庭への援助を行っていただけるよう、関係機関との連携を図り、個別支援を行っていきます。

### (4)地域に開かれた子育て支援(実践例)

#### ①育児相談・子育て支援事業等について

日常的な子育てに関する相談に応じ、家庭の養育機能充実への援助を行います。園庭開放や給食体験等では、集団保育の経験、保育体験を通して子育ての参考となる関わり方のヒントや子どもの理解に繋がる機会としていきます。

#### ②区立保育園(参考)

- \*赤ちゃんの駅 \*育児相談
- \*げんきッズランチ \*園庭開放
- \*親子ふれいブックコーナー
- \*いっしょにあ・そ・ぼ!体験保育



#### 板橋区発信『赤ちゃんの駅』

板橋区職員が提案し全国に広がった育児支援事業です。外出中の親子がおむつ替えや授乳の為立ち寄れるように施設を指定しています。

(令和2年11月現在184か所)

### (5)次世代育成事業等

#### ①保育体験・職場体験・ボランティアの受け入れ

次世代育成事業として、小学校の地域探検や中学校・高校の体験学習の受け入れを積極的に行い、異年齢の交流の場として提供します。また、ボランティアセンターやNPOと連携し、地域で子どもを大切に作る等、地域の子育て力向上につなげていきます。

#### ②実習生の受け入れ

実習生を受け入れ、次世代の保育者等を育成するために養成校・大学と協定を結び、保育・教育の現場を肌で感じる実習、指導を行います。

### (6)プライバシーの保護と情報管理

個人情報については、板橋区個人情報保護条例に基づき取り扱います。職員は業務上知り得た園児及び園児の保護者等の秘密を保持します。

#### 子育て支援に関する法律・国のガイドライン

- \*子どもの虐待対応の手引き平成25年8月改正版(組織的対応と記録について)
- \*児童福祉法第21条の10の5(市町村への情報提供)
- \*児童福祉法第25条 児童虐待防止法第6条(虐待通告の義務について)
- \*設備運営基準第14条の2 児童福祉法第18条の22 第61条の2(秘密保持義務)
- \*障害者の権利に関する条約 平成26年1月批准(地域社会への参加・インクルージョンの促進)

#### 区の条例・マニュアル・ガイドブック

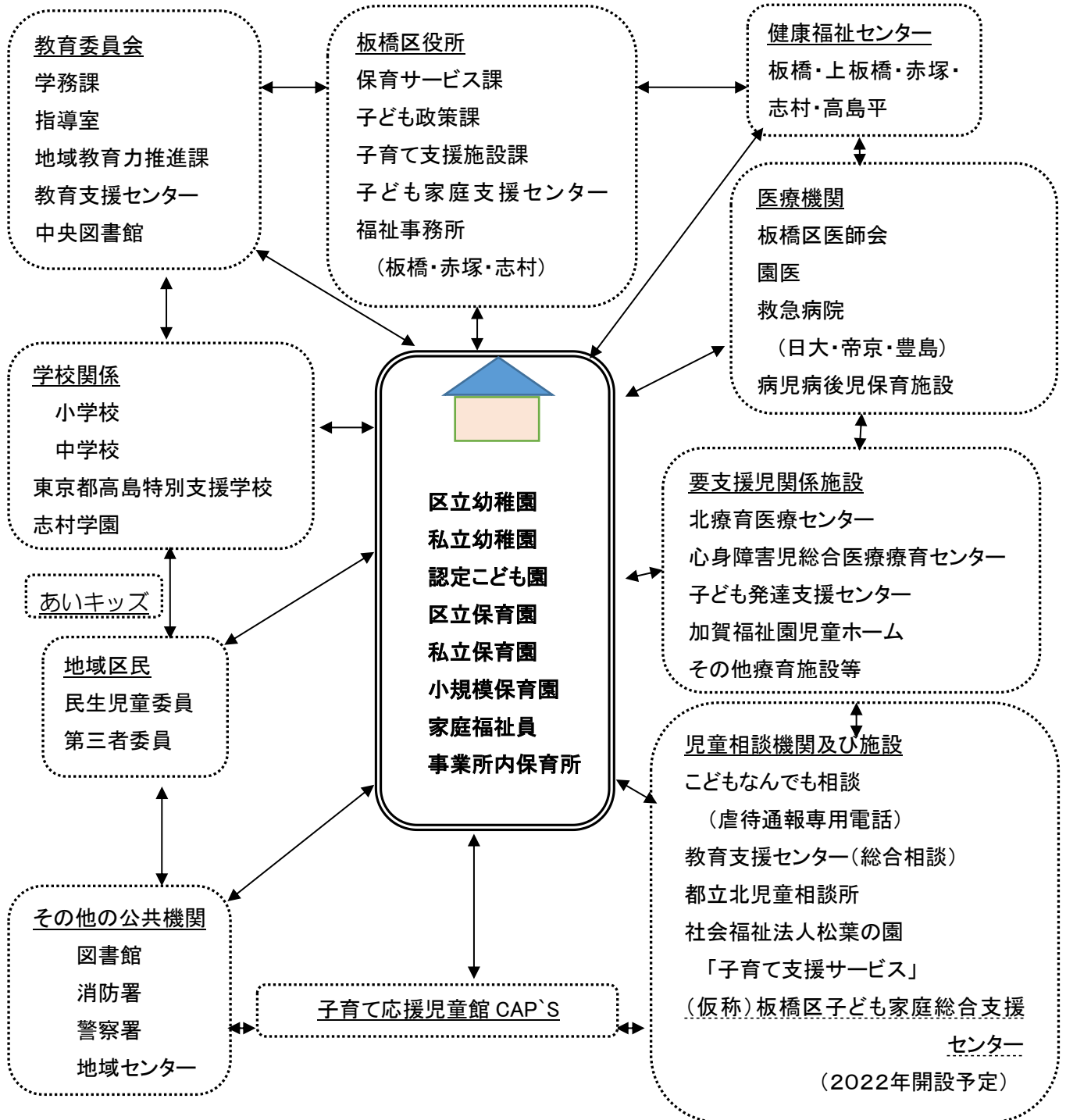
- 板橋区個人情報保護条例 ○児童虐待防止マニュアル(関係機関用)板橋区
- 発達障がい児支援ガイドブック(関係者用)板橋区保健所 ○小学校入学前に身につけたい生活習慣チェックシート(教育委員会) ○いたばしへの保育 むぎゅーのススメ(区立保育園)

## 2. 関係機関との連携

子どもをめぐる様々な課題や要保護家庭に適切な対応ができるように、日頃から積極的に関係機関との連携を図ります。

〈関係機関〉 子ども家庭支援センター・健康福祉センター・福祉事務所・児童相談所  
教育委員会・児童館・民生児童委員・小学校・中学校・警察署・消防署等

地域支援体系図（令和3年1月現在）



## 策定の経過

平成 29 年 3 月 「板橋区公立保育園ガイドライン」策定

平成 30 年 5 月 第 1 回素案作成委員会

平成 30 年 6 月 高島平地域区立幼稚園・保育園見学会  
東武練馬地域私立幼稚園・保育園見学会  
第 2 回素案作成委員会

平成 30 年 7 月 第 3 回素案作成委員会

## 素案作成委員氏名

区立保育園	仲宿保育園	奥泉 真弓
	高島平つぼみ保育園	土江 ちよ
	志村橋保育園	辰口 信子
私立保育園	マハヤナ第二保育園	若林 奈穂
	陽光保育園	徳留 人美
	メリーポピンズ東武練馬ルーム	石堀 茂雄
区立幼稚園	高島幼稚園	阿内 三智子
	新河岸幼稚園	佐久間 明美
私立幼稚園	まきば幼稚園	島田 麻実
	板橋明星幼稚園	明角 文香



板橋区「乳幼児期の保育・教育ガイドライン」検討委員会

平成30年 9月 第1回教育・保育ガイドライン検討委員会

平成30年 11月 第2回教育・保育ガイドライン検討委員会

平成31年 1月 第3回教育・保育ガイドライン検討委員会

検討委員会委員氏名

役職	所属	氏名
会 長	東京大学大学院教授	秋田 喜代美
副会長	白梅学園大学教授	増田 修治
委 員	北野保育園園長	田中 裕
委 員	前東京家政大みどりヶ丘幼稚園長	佐藤 暁子
委 員	子ども家庭部長	久保田 義幸
委 員	教育委員会事務局次長	矢嶋 吉雄
委 員	子ども家庭部子ども政策課長	榎木 恭子
委 員	子ども家庭部保育サービス課長	小林 良治
委 員	子ども家庭部子育て支援施設課長	杉山 達史
委 員	教育委員会事務局学務課長	三浦 康之
委 員	教育委員会事務局指導室長	門野 吉保
委 員	教育委員会事務局教育支援センター所長	新井 陽子

**乳幼児期に育てたい方や子どもの  
育ちについて、保護者と一緒に  
考え、未来につないでいきましょう！**